

作成：2023年4月14日

改訂：2023年4月28日

お客様各位

株式会社 大建化学
営業部

がん原性物質の通知につきまして

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度 2022 年 12 月 26 日に「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項の規定に基づきがん原性があるものとして厚生労働大臣が定めるもの」が告示されました（厚労省告示第 371 号）。

また、この告示は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分 1 に該当する物で、2021 年 3 月 31 日までに当該区分に該当すると分類されたものが対象になります。

加えて、安全衛生規則第 557 条の 2 第 3 項では、2023 年 4 月 1 日よりその対象物を労働者ががん原性物質を常時取り扱う業務を行う場合は、その業務の作業歴を記録し、その記録を 30 年間保存しなければならないことが定められました。（厚労省告示第 371 号を御参照ください。）

尚、対象製品及びがん原性物質は以下となりまして、SDS の 15 項適用法令に「がん原性物質」の記載を行いますので、ご使用におきましては作業記録等の保存をお願い申し上げます。

敬具

記

対象製品及びがん原性物質名

製品名	がん原性物質
D ボンド-C	結晶質シリカ（石英）
D ボンド-55	結晶質シリカ（石英）
スパメジ	結晶質シリカ（石英）
スパボンド	結晶質シリカ（石英）
モルエポ	結晶質シリカ（石英）
ドリームボンド-Z	結晶質シリカ（石英）
メジボン-Z	結晶質シリカ（石英）
エポピタ-523	結晶質シリカ（石英）

【お客様へのお願い】

取り扱う業務に常時従事する労働者について、一年を超えない期間ごとに一回、次の事項を記録し、その記録を 30 年間保存してください。

- ・作業者の氏名
- ・従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ・特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

なお、法令では正式な書式は定められておりませんが、下記項目を入れた書式例を作成いたしましたので、必要であれば下記までお問合せください。(SDS が必要な場合も下記メールアドレスよりご依頼願います)

株式会社大建化学

メールアドレス info@daikenkagaku.co.jp

以上